



令和3年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

行政機関が行う政策の評価に関する法律第19条の規定に基づき、令和3年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について、国会へ提出するものです。

行政評価局の役割

総務省行政評価局

- 1 政策評価の推進**
 - 政策評価制度の基本的事項の企画立案
 - 各行政機関が自ら行う**政策評価の点検**
 - 複数行政機関にまたがる政策について、**統一性又は総合性を確保するための評価等**
- 2 行政評価・監視の実施**
 - 各行政機関の業務の実施状況を実地に調査
 - 問題点を実証的に把握・分析
- 3 行政相談の受付**
 - 行政に関する苦情や意見・要望を国民から直接、分野を問わず幅広く受付
 - 全国約5,000人の行政相談委員（総務大臣が委嘱した無報酬の民間有識者）が活躍

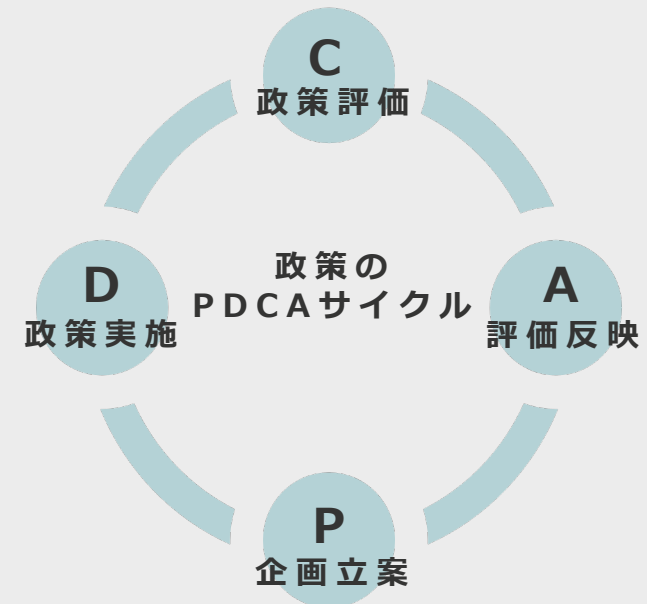
点検・評価・調査

公表・通知・勧告

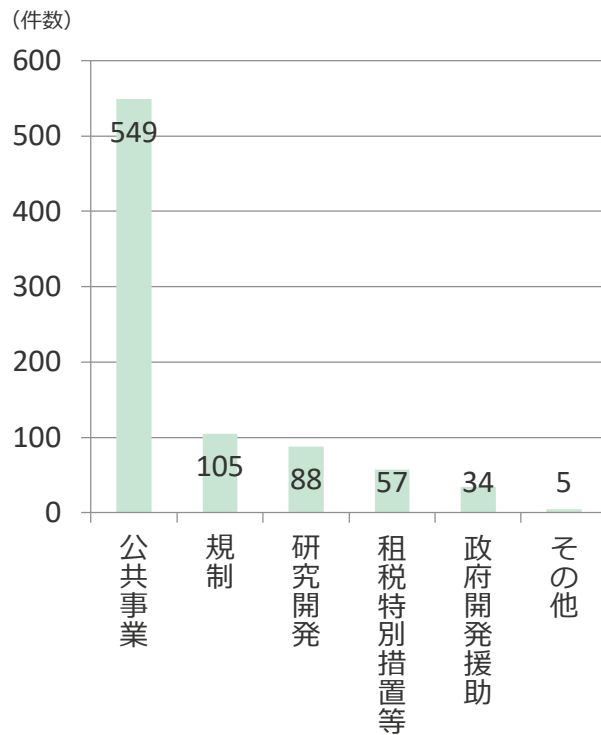
苦情解決のあっせん

各行政機関

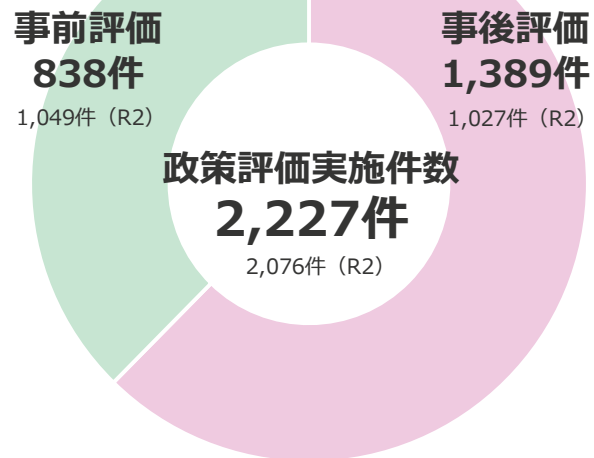
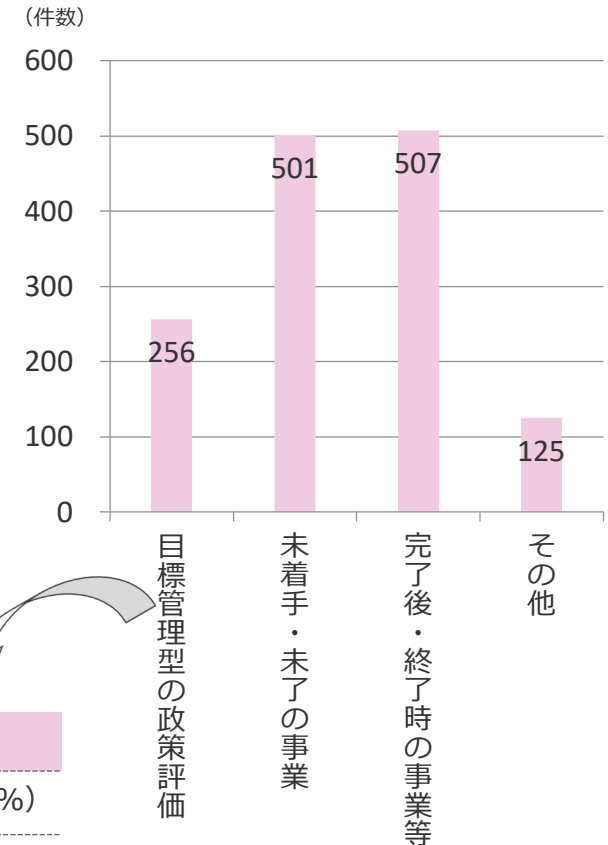
所掌する政策について自ら評価し、その結果を企画立案に反映



事前評価



事後評価



共通5区分による評価結果	件数 (%)
目標超過達成	2件 (0.8%)
目標達成	79件 (30.9%)
相当程度進展あり	149件 (58.2%)
進展が大きくない	21件 (8.2%)
目標に向かっていない	5件 (2.0%)

1 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

事前評価

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映。このうち、予算要求に反映したものは124件

事後評価

1. 目標管理型の政策評価（19府省256件）

反映状況		件数
施策	これまでの取組を引き続き推進	243件
	施策の改善・見直しを実施	12件
予算要求	予算要求に反映	236件
機構・定員要求	機構・定員要求に反映	68件
事前分析表	測定指標等の変更	109件

(注) 施策のうち、「その他」とされたものが1件

2. 未着手・未了の事業を対象とした評価（5省501件）

反映状況		件数
事業	これまでの取組を引き続き推進	477件
	事業の改善・見直しを実施	20件
	廃止、休止又は中止	4件
予算要求	予算要求に反映	92件

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

1. 統一性又は総合性を確保するための評価

（複数行政機関にまたがる政策を直接評価）

- ・「外来種対策の推進」（意見通知）
- ・「不登校・ひきこもりの子供支援」（実施中）

2. 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

（客観性担保のため各行政機関が行った評価を点検）

分野	点検対象（件数）	主な指摘事項
規制	法律又は政令により新設・改廃される規制に関する評価 (156件)	・費用・効果の定量化が不十分 ・課題の発生原因の記載、非規制手段との比較が不十分
租税特別措置等	令和4年度税制改正要望に関する評価 (30件)	実現すべき目標が適切に設定されていない結果、措置の必要性が明確でない

(注) 公共事業に係る政策評価の点検については、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、令和3年度は、今後の点検活動の在り方の検討等を実施。今後は、国民の関心の高い事業について評価が行われた場合などを中心にチェックし、必要があれば改善を求めることとした。

1 政策評価制度の見直し等

1. デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方の検討

- 令和3年11月にデジタル臨時行政調査会が発足。この動きを受け、総務省でも、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方について検討を進めることとし、政策評価審議会において、政策評価制度の見直しなどについて議論
- 審議会では、デジタル技術の発展など社会経済の急速な変化により複雑化・困難化する課題や、新型コロナウイルス感染症対策のように前例がなく予測困難な課題などにもスピーディかつ的確に対応できるようにしていくため、政策形成・評価の在り方を変えていく必要があるとし、令和3年3月に取りまとめた提言を基に検討を深化
- 令和3年提言で示された、評価が政策の立案や見直し・改善のプロセスで活かされていないとの問題提起を踏まえ、今後は、政策の企画立案等のプロセス全体を改善し、政策の意思決定の質を高めることを重視する観点から、以下のような改革の方向性について検討が行われた。

- 機動的かつ柔軟に政策の見直しが行われるよう、政策形成・評価のプロセスにおいて、以下のような取組が行われることが重要
 - ① 政策の立案段階：E B P M※の実践、事後の効果検証や改善等にも留意した適切な設計
※ Evidence-Based Policy Making
 - ② 実施段階：事前設計に基づく適時的確な政策効果の把握・検証、その結果を踏まえた柔軟な政策の改善等
- 政策評価を、政策の企画立案等のプロセスと一体として行われる取組と位置付け
- 固定的・画一的な評価プロセスは見直し、政策の特性等を踏まえた柔軟な評価を推進
- 政策評価と、行政事業レビューやE B P M推進等の取組との一体化を含めた関係の整理・再編

- 総務省は、審議会における検討の結果も踏まえながら、政策評価制度の見直し等について具体的な検討を推進

2. エビデンスに基づく政策立案（E B P M）の推進

政府全体でE B P Mの取組が進められており、総務省行政評価局においても、政策形成・評価のプロセスにおけるE B P Mの実践を推進。

各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を共有し、E B P Mの実践を後押しするための、総務省行政評価局、各府省、学識経験者の連携による実証的共同研究を実施（平成30年度～）

令和3年度の実績

テーマ	内容
「農山漁村振興交付金」に関する共同研究 ＜農林水産省＞	交付金が農山漁村の活性化にどのように寄与しているか等を分析 ⇒6次産業化に取り組む農業経営体数等が向上することを確認
「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果」に関する共同研究 ＜文部科学省＞	日本人学校等の在外教育施設に派遣経験のある教師と非派遣教師を比較し、教師の能力等の伸びを分析 ⇒派遣経験のある教師の方が、能力等をより伸ばしている傾向あり

2 各府省の政策評価担当者等に対する研修

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、E B P Mの考え方や実践などについての講義型研修と、規制の政策評価についての演習型研修をオンライン等により実施